

検討内容

当委員会では、事業者から提出された「(仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)について、専門的・技術的な立場から検討を行い、事業者が環境影響評価を実施するにあたり、配慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

1 全般的事項

(1) 交通計画、駐車場計画について

- ・ 駐車場台数を約 600 台と設定した考え方及び駐車場出入口について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 1-1〕

駐車場台数の考え方及び駐車場出入口について

住宅の駐車場台数については、事業者による近傍類似物件の運用実績、附置義務台数及び本事業計画地の立地特性を考慮して算出しております。

ホテルは、自動車の利用が少ない宿泊特化型を予定しており、事業者による運用実績及び附置義務台数を考慮して算出しております。

店舗等は、自動車の利用による来客が多く見込まれる大型物販店舗は設けない(大規模小売店舗立地法の対象外：物販店舗面積1,000 m²未満とする)計画ですが、現時点では業種・業態が未確定なことから、駐車場台数が最大(安全側の想定値)となるよう、全て物販店舗とみなした場合の大店立地法上の必要台数で想定しています。

事務所(大阪市管理部分を含む)は、附置義務台数をもとに想定しています。

以上より、次の通り、駐車場台数は現時点における最大台数を想定して、計画しています。

用途	駐車台数の設定	備考
住宅	約540台 (> より)	・類似物件実績：約900戸×40～60% 360～540台 … ・附置義務台数：約900戸×40% = 360台 …
非住宅	約 54台 (> より)	・附置義務台数(非住宅合計)：45台 … ・附置義務台数(店舗等以外)：39台 + 店舗等()：10～15台 = 計49～54台… (店舗等を全て物販店舗とした場合の大店立地法上の必要台数)
合計	約600台	・現時点での最大値(= +)により想定

なお、上記の駐車場台数(特に住宅用)に関しては、現時点での最大台数の想定であり、今後、居住者層の詳細設定や直近の運用実績等を精査した上で、計画台数の削減を行う可能性があります。

駐車場の出入口については、車両進入の唯一可能な東側道路(新御堂筋側道)からとし、歩行者の安全性を考慮して1箇所のみとする計画です。

- 事業計画地の東側の新御堂筋側道は、1車線道路であるため、出入口を含めた交通渋滞の緩和に向けた対策を事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 1-2〕

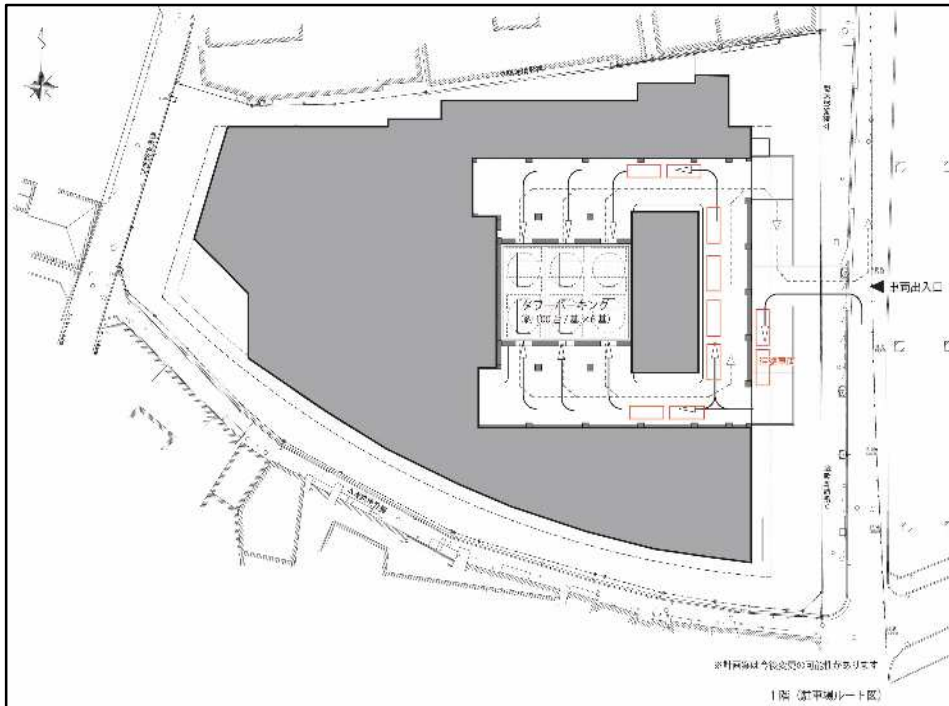
交通渋滞の緩和に向けた対策について

1 駐車場の滞留スペースの確保

駐車場は、建物内中央部にタワーパーキング6基（約100台/基）を設置することで、入出庫時の混雑を分散化させます。

タワーパーキングへの入庫に際しては、建物内部に車路スペースを約60メートル確保することで、約10台程度の待避が可能です。（駐車場へのルート、滞留スペースのイメージについては、下図を参照）

非住宅施設（店舗、ホテル）の搬出入車両等用として、建物内の別の場所に荷捌場を設置し、敷地外への駐車を行わない計画とします。



計画図は、関係先との協議等により、今後変更する可能性があります。

2 自動車交通量の検討

準備書段階では、現況道路交通量調査の結果をもとに、開発後の交差点交通量を予測し、交差点需要率・流入部混雑度について評価のうえ、必要に応じて自動車交通量の抑制に向けた対応策を検討する予定です。

- 事業計画地東側の新御堂筋側道は、現時点でも交通量が多いことから、事業者が検討している渋滞緩和策に加え、公共交通機関の利用促進策など自動車交通量の抑制に向けた取組を検討し、その内容を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

(2) 工事計画について

- ・ 事業計画地に入退場する工事関連車両による交通量の負荷軽減策について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 1-3〕

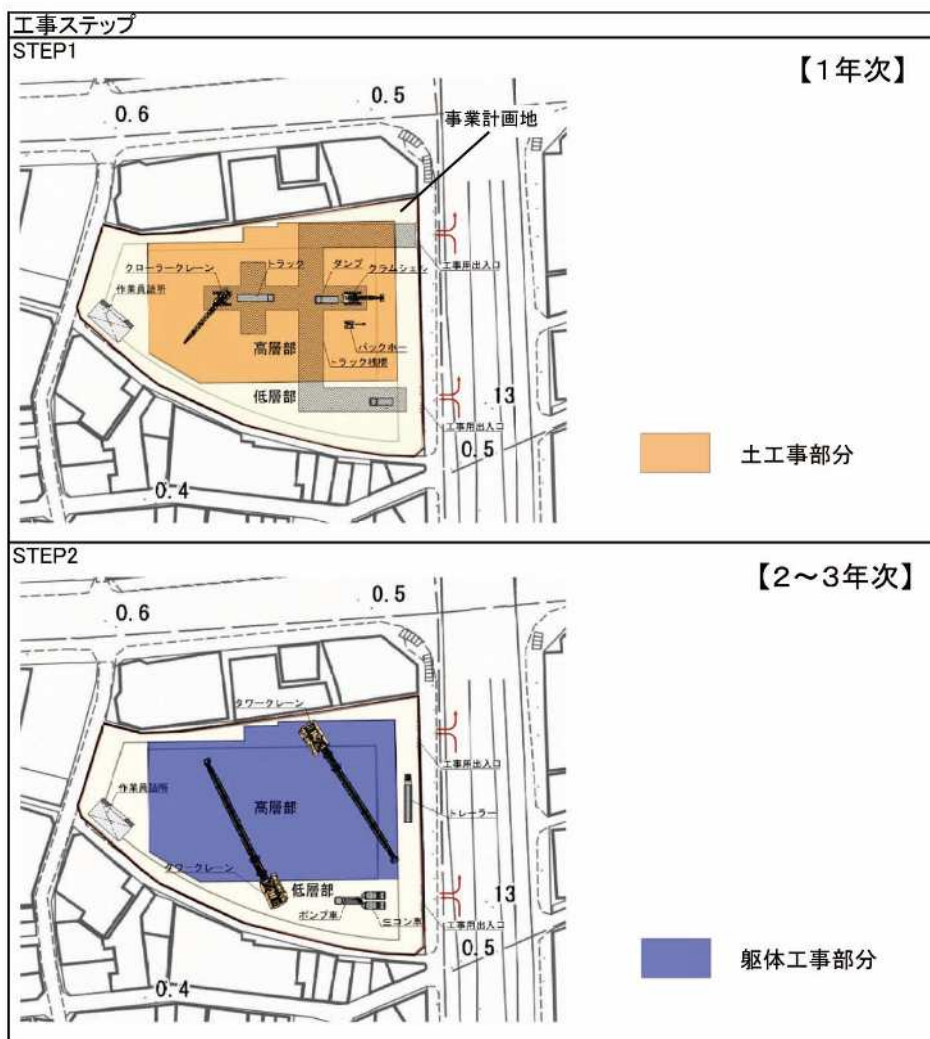
工事関連車両による交通量の負荷軽減策について

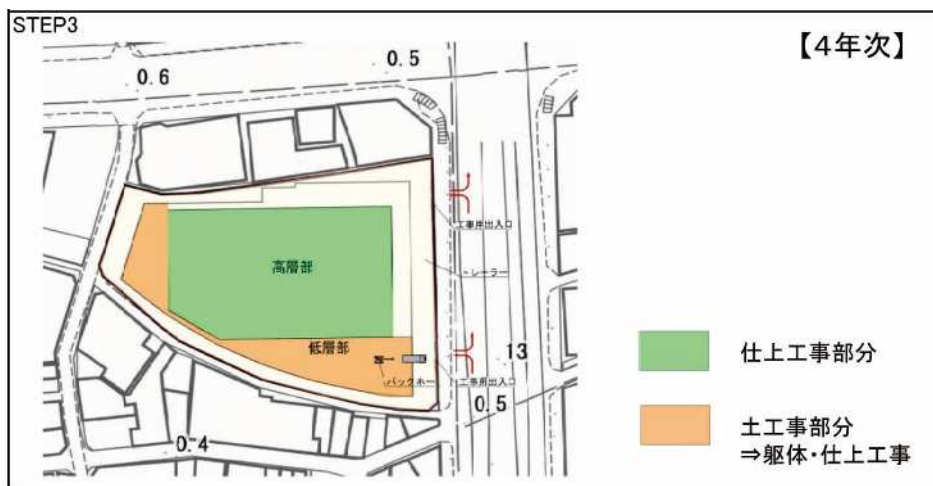
工事関連車両の出入口は、東側の新御堂筋側道に面して設ける予定です。

高層部の柱・梁・スラブ等の構造躯体（一部除く）をプレキャスト化（あらかじめ工場でコンクリート部材を製造し、現地に運搬してこれを組み立てる工法）することにより、型枠材、鉄筋材、生コンクリート等を運搬する工事車両台数を低減します。

掘削残土においては、できる限り現場内で埋戻土として利用することでダンプによる搬出入を低減します。

また、高層部躯体構築中において、低層部（外周部分）は工事関連車両の乗り入れや作業員詰所の設置、資材置場等で使用し、高層部の躯体工事完了後に低層部（外周部分）の基礎を構築いたします。高層部と低層部（外周部分）の土工事を分散して施工することで、交通量負荷を分散させる計画としています。工事工程の概要は次のとおりです。





工事計画は、関係先との協議及び詳細検討により、今後変更する可能性があります。

- また、工事中の歩行者への安全性の確保について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 1 - 4〕

工事中の歩行者への安全性の確保について

工事関連車両の出入り時は誘導員を配置し、歩行者への安全性を確保いたします。

躯体工事階における養生足場の設置や躯体工事完了階のネット養生を適切に行い、飛来落下災害を防止します。

また、クレーンのブーム旋回範囲は、人通りの多い歩道側からの距離を極力確保できるよう留意した重機の配置・運転を行います。

工事期間中における歩行者への影響をできる限り軽減すると共に上記の取組みを実施することにより、歩行者への安全性を確保いたします。

- 事業計画地東側道路は、自動車に加え自転車や歩行者の通行も多いことから、工事関連車両による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行い、その結果を準備書に記載する必要がある。

(3) 環境影響評価項目の選定等について

- 環境影響評価項目として、大気質、土壌、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、日照阻害、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、気象（風害を含む）、景観及び文化財の13項目を選定したとしている。
- 方法書に選定された各環境影響評価項目に係る検討結果については、「2 大気質」以降の各項目に記載のとおりである。
- その他の未選定項目については、本事業の内容と大阪市環境影響評価技術指針における環境影響評価項目選定の基本的な考え方に基づいており、問題はない。

2 大気質

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 大気質に係る環境影響要因として、「施設の利用（施設の供用）」、「施設の利用（施設関連車両の走行）」、「建設工事中（建設機械の稼働）」、「建設工事中（工事関連車両の走行）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 施設の利用及び建設工事中に係る寄与濃度の算定方法及びバックグラウンド濃度の設定の考え方について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 2 - 1〕

寄与濃度の算定方法及びバックグラウンド濃度の設定の考え方について

1 寄与濃度の算定方法

(1) 施設の利用

施設の利用は、施設設備によるものと施設関連車両の走行によるものに分けられます。

施設設備による寄与濃度

施設設備による寄与濃度の予測は、大気汚染物質発生源である熱源施設等における都市ガス燃焼や事業計画地内を走行する施設関連車両について、排出口（発生場所）ごとに、事業計画（熱源施設諸元、都市ガス使用量、関連車両台数等）に基づき、大気汚染物質発生量を算定し、ブルーム及びパフ式による拡散計算により、事業計画地及びその周辺での着地濃度を計算します。

施設関連車両の走行による寄与濃度

施設関連車両の走行による寄与濃度の予測は、大気汚染物質発生源である事業計画地周辺道路（予測地点）を走行する施設関連車両について、予測地点ごとに事業計画（関連車両台数、方面配分等）に基づき関連車両走行台数を算定し、自動車の大気汚染物質排出原単位を乗じて大気汚染物質発生量を算定し、JEA 式による拡散計算により、道路端及びその外側での着地濃度を計算します。

(2) 建設工事中

建設工事中は、建設機械の稼働によるものと工事関連車両の走行によるものに分けられます。

建設機械の稼働による寄与濃度

建設機械の稼働による寄与濃度の予測は、大気汚染物質発生源である工事区域内で稼働する建設機械及び工事区域内を走行する工事関連車両について、工事計画（使用する

建設機械等の諸元・台数、稼働時間等)に基づき大気汚染物質発生量を算定し、ブルーム及びパフ式による拡散計算により、事業計画地周辺での着地濃度を計算します。

工事関連車両の走行による寄与濃度

工事関連車両の走行による寄与濃度の予測は、大気汚染物質発生源である事業計画地周辺道路(予測地点)を走行する工事関連車両について、予測地点ごとに、工事計画(工事関連車両台数、方面配分等)に基づき関連車両走行台数を算定し、自動車の大気汚染物質排出原単位を乗じて大気汚染物質発生量を算定し、JEA式による拡散計算により、道路端及びその外側での着地濃度を計算します。

2 バックグラウンド(BG)濃度の設定の考え方について

バックグラウンド濃度は、事業計画地周辺の一般環境大気測定局における測定結果を基に設定します。測定結果を使用する測定局は、事業計画地に最も近い一般環境大気測定局である、北区菅北小学校局を予定しています。

(1) 施設設備及び建設機械の稼働の影響について

施設設備及び建設機械の稼働の影響予測においては、一般環境大気測定局における測定結果を用います。

$$\text{BG 濃度} = \text{一般環境大気測定局}$$

(2) 施設関連車両及び工事関連車両の影響について

施設関連車両・工事関連車両の影響予測においては、一般環境のバックグラウンド濃度に、予測対象道路を走行する一般車両からの排気ガスの影響を加えて設定します。

$$\text{BG 濃度} = \text{一般環境大気測定局} + \text{一般車両}$$

一般車両の排気ガスの影響については、一般車両台数に、排出係数を乗じることにより算出した排出量を元に、施設関連車両・工事関連車両と同様に、JEA式を用いて拡散計算を行います。なお、一般車両台数としては、工事関連車両の影響予測においては、各予測地点において実施する断面交通量の現地調査結果を用います。施設関連車両の影響予測においては、各予測地点において実施する断面交通量の現地調査結果に、事業計画地周辺で予定されている開発プロジェクトに伴う発生車両の影響についても、可能なものは考慮して設定する予定です。

- ・ 計画建物は高層の建築物であることから、建物による風の影響を考慮し、熱源施設等の排出口の高さや位置の検討を行い、周辺環境への影響の低減に努められたい。
- ・ また、施設の利用及び建設工事に係る予測対象地域を事業計画地周辺としていることから、その詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

予測対象地域の設定の考え方について

施設の供用及び建設機械の稼働による大気質の具体的な予測対象地域については、周辺の住居地等の位置や影響の程度を考慮して今後決定しますが、事業計画地から概ね 1km の範囲を予定しています。

施設関連車両及び工事関連車両の走行による大気質の具体的な予測対象地域については、車両主要走行ルート沿道とし、予測地点は、車両の主要通行ルートの沿道のうち、沿道に民家等の存在する 2 地点（交通 1・2）の道路端とする予定です。

- ・ 予測対象地域を事業計画地周辺としていることについて、問題はない。

3 土壌

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 土壌に係る環境影響要因として、「建設工事中（土地の改変）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 土壌に係る現地調査の方法について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

土壌に係る現地調査の方法について

土地の利用履歴等調査の結果、当該土地には人為由来の土壌汚染のおそれはないと判断できますが、既往の地盤調査結果から、当該土地には自然由来の土壌汚染のおそれがある自然地層（Ma13 層）が GL - 5m 程度以深にあると推定されます。そのため、本件では土壌汚染対策法で規定される「自然由来特例の調査」手法に準拠し、自主的に調査を実施する予定です。

具体的には、調査対象地の最も離れた二つの単位区画（調査対象地の最北端地点を起点として、東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線により分割した区画）を含む 30m 格子（起点を基に東西方向及び南北方向に 30m 間隔で引いた線により分割した部分）の中心を含む単位区画について試料採取等の対象（試料採取等区画）としました。なお、試料採取地点（2 地点）は、試料採取等区画の中心を原則とします。

また、調査内容は、地表から深さ 10m までの土壌であって土壌汚染のおそれがある自然地層内にあるものを採取（ボーリング）して、自然由来の土壌汚染に係る調査対象物質（セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）の土壌溶出量及び土壌含有量を測定し、当該地層の汚染状態が専ら自然由来の土壌汚染と判断できるかを評価します。

- ・ 土壌に係る現地調査の方法について、問題はない。

4 騒音、振動、低周波音

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 騒音に係る環境影響要因として、「施設の利用（施設の供用）」、「施設の利用（施設関連車両の走行）」、「建設工事中（建設機械の稼働）」、「建設工事中（工事関連車両の走行）」が選定されている。振動に係る環境影響要因として、「施設の利用（施設関連車両の走行）」、「建設工事中（建設機械の稼働）」、「建設工事中（工事関連車両の走行）」が選定されている。低周波音に係る環境影響要因として、「施設の利用（施設の供用）」が選定されている。
- ・ 上記の環境影響要因の選定について、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 環境騒音・低周波音調査地点の選定理由について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 4-1〕

環境騒音・低周波音調査地点の選定理由について

事業計画地の周辺は、東側は新御堂筋、北側は建築物を挟んで扇町通りと、幹線道路に面しており、一方西側・南側はお初天神通などの商業地域に面しています。このような周辺状況を踏まえ、道路騒音の影響を受けにくく、また周辺の騒音の状況を代表する地点として、事業計画地南西側の敷地境界付近を調査地点としました。

- ・ 事業者が選定した調査地点は、周辺の騒音の状況を代表する地点としては、問題はない。しかし、騒音・低周波音の発生源となる設備機器の諸元等が現時点で未定であることから、今後決定する設備機器の位置等を踏まえ、本事業による影響が大きくなると考えられる地点において調査を実施する必要がある。
- ・ 施設の利用、建設工事中に係る予測地点の設定の考え方について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 4-2〕

予測地点の設定の考え方について

施設騒音・低周波音予測地点は、事業計画地敷地境界周辺を代表する地点として、騒音・低周波音の現地調査を実施する事業計画地南西側の敷地境界付近を計画しており、今後決定する設置機器の諸元、配置等を踏まえ、必要に応じ、予測地点の位置を検討します。

建設機械騒音・振動については、事業計画地（工事区域）敷地境界および周辺を予測対象範囲とし、到達騒音コンター図及び到達振動コンター図を作成します。

建設工事中及び供用時の道路交通騒音・振動予測地点は、道路交通騒音・振動調査地点（交通1・2地点）とする予定です。これらの地点は、関係車両主要通行ルート沿道で、比較的關係車両の通行台数が多く、また住居等が存在する地点を調査地点として選定しました。

- ・ 施設の利用、建設工事中に係る予測地点の設定について、問題はない。

5 地盤沈下

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 地盤沈下に係る環境影響要因として、「施設の存在（建築物の存在）」、「建設工事中（土地の改変）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 地盤沈下に係る予測手法の詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 5-1〕

地盤沈下に係る予測の手法について

地盤状況を把握するために、事業計画地においてボーリング調査を実施しており、この結果を利用し、地下構造物等の設置による地下水流動阻害（地下水位低下）を原因とする地盤沈下の予測を行います。予測手法は以下の通りです。

予測時期

施設完成後（工事中含む）

予測範囲

事業計画地周辺

予測方法

地下水の流動阻害による地下水位変動について、地盤工学会「地下水流動保全のための環境影響評価と対策」に基づいて予測します。建物の上流、下流側での地下水の変動量を略算式により算定することを予定しています。

地盤沈下量については、この地下水位変化と、周辺の地盤状況、地下構造物の状況、類似事例での予測結果等を元に予測する予定です。

なお、地盤沈下量の予測における類似事例としては、「大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業 大阪駅北地区先行開発区域 B 地区開発事業 環境影響評価書」における地盤沈下の予測結果等を参考とする予定です。

$$Sc = I L \sin$$

Sc : 下流側水位低下量（= 上流側水位上昇量）

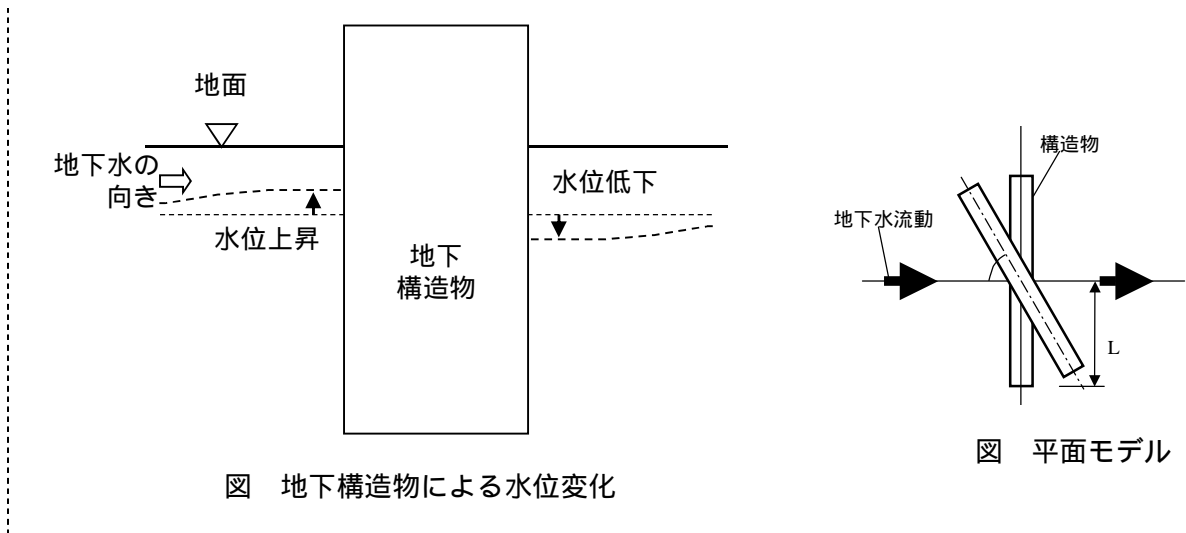
I : 自然状態における地下水の動水勾配

L : 不透水構造物の半長

: 自然地下水流動方向と不透水構造物がなす交角

出典：「地下水流動保全のための環境影響評価と対策」

（（社）地盤工学会、平成 16 年）



- ・ 類似事例と事業計画地における地質構成等の地盤状況が異なることから、類似事例の予測結果を利用するのではなく、沈下量の算定に必要な調査を実施したうえで、地盤沈下量を算定し、予測を行う必要がある。

6 日照障害

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 日照障害に係る環境影響要因として、「施設の存在（建築物の存在）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 日照障害に係る予測及び評価の手法の詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 6 - 1〕

日照障害の予測及び評価の手法について

予測評価は、計画建築物の完成後の冬至日の真太陽時 8～16 時を対象として、幾何光学的理論に基づく数値計算（予測高さについては、「大阪市建築基準法施行条例」における日影規制の準工業地域の日影図作成面の高さ：6.5m）を用いて周辺地域における日影範囲を予測し、等時間日影図及び時刻別日影図を作成すると共に、「建築基準法」及び「大阪市建築基準法施行条例」による規制及び周辺地域における住宅等の分布状況を踏まえ評価します。

- ・ 日照障害に係る予測及び評価の手法について、問題はない。

7 電波障害

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 電波障害に係る環境影響要因として、「施設の存在（建築物の存在）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 電波障害に係る調査及び予測の手法の詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 7-1〕

電波障害の調査及び予測の手法について

調査については、「建造物によるテレビ受信障害調査要領」に基づき、現地調査を実施します。

調査対象範囲は現地調査前に机上検討を行い作成した障害予想範囲図の地域とし、調査対象電波局は大阪局(UHF 7局)および神戸局(UHF 1局)の地上デジタル放送とします。

なお、同調査要領に示される6つの調査項目(「受信特性の測定」、「画像評価」、「BER値の測定」、「品質評価」、「テレビ受信画面の観測」、「既設共同受信施設の調査」)に加え、ビル屋上調査及び受信形態調査(個別)を実施します。

ビル屋上調査は、調査対象範囲において、アンテナ受信をしているビルについては交渉可能な箇所にて行います。端子電圧、BER、等価CN比の測定、画像の記録、画像評価、品質評価を行います。受信アンテナの方向は、送信所方向に向け、高さはアンテナ状況となるべく等価な状態で行います。

受信形態調査(個別)は、調査対象範囲の個別受信、共同受信(ケーブルテレビを含む)等の受信形態を調査します。

予測については、事業計画及び対象事業実施区域周辺におけるテレビジョン電波受信状況をもとに、「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(社)日本CATV技術協会、2005年3月)に基づき、計画建築物により発生するテレビジョン電波のしゃへい障害・反射障害の及び範囲を予測します。

予測対象電波局は大阪局(UHF 7局)および神戸局(UHF 1局)の地上デジタル放送とします。

- ・ 電波障害に係る調査及び予測の手法について、問題はない。

8 廃棄物・残土

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 廃棄物に係る環境影響要因として、「施設の利用(施設の供用)」及び「建設工事中(土地の改変)」が、残土に係る環境影響要因として、「建設工事中(土地の改変)」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 廃棄物・残土の予測手法の詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

廃棄物・残土の予測手法について

1 廃棄物

・ 施設の利用

商業施設、事務所等の用途に応じて、類似施設の実績もしくは既存資料に基づき、発生原単位を設定する予定です。既存文献としては「環境アセスメントの技術」(社団法人環境情報科学センター、平成11年)を用いる予定です。

住居部分については、「一般廃棄物(家庭系ごみ)組成分析調査報告書」(大阪市)に基づき、廃棄物の発生量を予測します。

処分量・リサイクル量については、「業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果について」(大阪市)等の資料に基づき、廃棄物の種類別の比率(組成比)及びリサイクル率を設定し、予測します。

・ 建設工事

解体工事については、既存基礎の構造図面より、コンクリートがら、金属くずの数量を算出する予定です。

新築工事については、廃棄物を10種類程度に分類して、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社団法人日本建設業連合会 環境委員会建築副産物専門部会、平成24年11月)や過去の実績数量をもとに廃棄物発生量等を予測いたします。その際、原単位による予測結果と事後調査の差異が大きくなるように、過去類似事例の実績数値と比較して補正を行います。

2 残土・汚泥

杭・山留工事に伴う残土・汚泥の発生量は、計画図面・数量及び過去の類似事例等をもとに算定・予測します。過去の類似事例は、事業計画地近傍(大阪市北区、西区、中央区)の大規模超高層集合住宅を考えております。

掘削残土の発生量については、地下躯体の計画図面・数量等をもとに算定します。

汚泥の発生量については、工法や地質の違いによって差異が出ますので、過去の実績も参照して算定する予定です。

- ・ 過去の大規模建築物案件の事後調査結果によると、高層建築物の場合、コンクリート配管内に残る生コンクリート等により、残土・汚泥を除く建設副産物の発生量が予測値を上回る傾向にあることから、過小評価となることのないよう予測精度の向上に努められたい。

9 地球環境

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 地球環境に係る環境影響要因として、「施設の利用(施設の供用)」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 地球環境に係る予測手法の詳細について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 9 - 1〕

地球環境の予測手法について

「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に準拠し、CASBEE 大阪みらい(建築環境総合性能評価システム)の評価ソフトの最新版を使用し、運用段階の二酸化炭素排出量を予測(二酸化炭素削減量を評価)します。

運用段階の二酸化炭素排出量の算定方法については、「リファレンス建物(基準)」と「評価対象建物(計画施設)」それぞれについて、一次エネルギー消費量を算出し、二酸化炭素排出量に換算して削減量を評価します。

- ・ 地球環境に係る予測手法について、問題はない。

10 気象(風害を含む)

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 気象(風害を含む)に係る環境影響要因として、「施設の存在(建築物の存在)」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 模型を用いた風洞実験による予測及び評価手法について、事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 10 - 1〕

風洞実験による予測及び評価手法について

1 予測手法

「実務者のための建築物風洞実験ガイドブック(2008年版)」(財)日本建築センター、平成20年10月31日)に基づき、建物高さ(約193m)の2倍以上の範囲を予測対象とするため、実験模型は縮尺1/550あるいは1/600で作成し、当該建物を中心とした半径440m~480mで市街地を再現する予定です。

2 評価手法

慶応大学教授村上らによる、強風の出現頻度に基づく風環境評価尺度を用いた風環境の評価により評価します。

なお、事業計画地周辺は事務所街であることから、現状(建設前)でランク3以下の地点について、建設後にランク3以下となることを指標とします。

計画建物の建設に起因してランク3を超える評価結果となる測定地点については、防風対策として樹木の植栽を行うなど、風を和らげるための対策を行いランク3以下とすることを基本とします。

- ・ 気象(風害を含む)に係る予測及び評価手法について、問題はない。

11 景 観

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 景観に係る環境影響要因として、「施設の存在（建築物の存在）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 景観に係る調査及び予測地点の選定の考え方について事業者を確認したところ、次のとおり説明があった。

〔事業者提出資料 11 - 1〕

調査及び予測地点の選定の考え方について

景観予測候補地点の選定にあたっては、現地踏査を行い、不特定多数の人が利用できる場所を基本に、展望台や観光地をはじめ、歩行者動線、街並み景観、街路景観といった観点に着目し選定しました。

次に、これらの景観予測候補地点の中から、事業計画地との距離（近景、中景、遠景）方向および視認性に重点を置き、景観予測地点として7地点を選定しました。以下に、景観予測地点の選定理由を示します。

景観予測地点の選定理由

区分	番号	地点名	選定理由
近景	1	梅田阪急ビル 15階ロビー	不特定多数の人が利用する公共空間、街並み景観に着目し選定した。
	2	泉の広場 北東出口（東）	不特定多数の人が利用する歩行者動線、街路景観に着目し選定した。
	3	大阪駅前第三ビル 3階広場	不特定多数の人が利用する公共空間、街並み景観に着目し選定した。
中景	4	扇町公園	不特定多数の人が利用する公園、街並み景観に着目し選定した。
	5	中央公会堂前	不特定多数の人が利用する公共施設、街並み景観に着目し選定した。
遠景	6	淀川河川公園	不特定多数の人が利用する河川公園、水辺景観、街並み景観に着目し選定した。
	7	大阪城天守閣	不特定多数の人が利用する展望台（観光地）、街並み景観に着目し選定した。

近景域：事業計画地の近傍域（概ね 0.5km 未満の範囲）

中景域：事業計画地から概ね 1.0km の範囲

遠景域：事業計画地から概ね 2.0km 以上の範囲

- ・ 事業計画地は西日本最大のターミナルである大阪駅周辺地区の東側に位置しており、様々な施設や公共交通機関を利用する多くの歩行者の視点を考慮し、近景において調査及び予測地点を追加する必要がある。

12 文化財

(1) 環境影響要因等の選定について

- ・ 文化財に係る環境影響要因として、「建設工事中（土地の改変）」が選定されており、問題はない。

(2) 調査、予測及び評価の手法等について

- ・ 事業計画地は埋蔵文化財包蔵地であるにもかかわらず、現地調査を実施しない理由を事業者に確認したところ、次のとおり回答があった。

〔事業者提出資料 12 - 1〕

現地調査を実施しない理由について

事業計画地の区域（旧大阪北小学校の区域）は、「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」において、埋蔵文化財包蔵地（名称：曾根崎遺跡、時代：中世・近世、種類：集落）とされています。

この旧大阪北小学校の区域については、発掘調査が行われており、その結果は「曾根崎遺跡発掘調査報告」（2012年、（財）大阪市博物館協会 大阪文化財研究所）としてとりまとめられています。

同報告書によると、発掘調査の範囲は、面積 575m²、深さ現地地表下 2.4m までであり、掘削方法は、地表面から約 1.2m までは重機による掘削、以深は人力による掘削となっています。調査の結果、最も深い層では弥生時代後期の土器、その上部では、浅くなるに従って中世後期の遺構（耕作に伴う溝群等）・遺物（瓦質土器・土錘等）豊臣～徳川期の遺構（耕作に伴う溝群等）・遺物（瀬戸美濃焼・備前焼等）等が確認されています。その結果から、事業計画地は、少なくとも弥生時代後期まで河口部ないし河川中に位置しており、その後遅くとも中世後期には陸化し、耕作地及び生活域として利用されるようになり、その土地利用は徳川期を経て明治時代まで継続した可能性が高く、明治の終わりには整地が行われ、小学校用地として利用されたとされています。なお、発見された遺構・遺物等については、写真撮影や平面・断面実測図の作成により記録され、調査後は埋戻し及び整地が行われています。

また、曾根崎遺跡については、大阪市教育委員会総務部文化財保護課にこれ以上の現地調査の必要性がないことを確認しています。

- ・ 発掘調査の結果が示された既存資料を用いて調査することに問題はない。

指摘事項

当委員会では、事業者から提出された方法書について、「大阪市環境影響評価技術指針」に照らし、環境影響評価項目ごとに専門的・技術的な立場から検討を行った。

その結果、方法書に記載された環境影響評価の方法について、より環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、次のとおり環境の保全及び創造の見地からの意見をとりまとめた。

大阪市長におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。

記

〔全般的事項〕

1 交通計画について

事業計画地東側の新御堂筋側道は、現時点でも交通量が多いことから、事業者が検討している渋滞緩和策に加え、公共交通機関の利用促進策など自動車交通量の抑制に向けた取組を検討し、その内容を準備書に記載すること。

2 工事計画について

事業計画地東側道路は、自動車に加え自転車や歩行者の通行も多いことから、工事関連車両による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

〔騒音、低周波音〕

騒音・低周波音の発生源となる設備機器の諸元等が現時点で未定であることから、今後決定する設備機器の位置等を踏まえ、本事業による影響が大きくなると考えられる地点において調査を実施すること。

〔地盤沈下〕

類似事例と事業計画地における地質構成等の地盤状況が異なることから、類似事例の予測結果を利用するのではなく、沈下量の算定に必要な調査を実施したうえで、地盤沈下量を算定し、予測を行うこと。

〔景観〕

事業計画地は西日本最大のターミナルである大阪駅周辺地区の東側に位置しており、様々な施設や公共交通機関を利用する多くの歩行者の視点を考慮し、近景において調査及び予測地点を追加すること。

おわりに

大阪市では、大阪市環境基本計画に基づき、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」を3つの柱として、市民や事業者、全ての主体の参加と協働のもとで環境施策を進めているところである。

事業者においては、大阪市環境基本計画の趣旨を十分に踏まえ、更なる環境負荷の低減を図るよう要望する。

〔 参 考 〕

大環境第 e-394 号

平成 28 年 8 月 3 日

大阪市環境影響評価専門委員会

会 長 津 野 洋 様

大阪市長 吉 村 洋 文

(仮称) 梅田曽根崎計画環境影響評価方法書について (諮問)

標題について、大阪市環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、貴専門委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

平成 28 年 6 月 13 日付けで事業者から (仮称) 梅田曽根崎計画環境影響評価方法書及び要約書の提出がありましたので、市長意見を述べるにあたり、大阪市環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、貴専門委員会の意見を聴くため諮問します。

平成 28 年 9 月 29 日

大 阪 市 長

吉 村 洋 文 様

大阪市環境影響評価専門委員会

会 長 津 野 洋

(仮称) 梅田曽根崎計画環境影響評価方法書について (答申)

平成 28 年 8 月 3 日付け大環境第 e-394 号で諮問のありました標題については、
別添の検討結果報告書をもって答申します。

大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

秋山 孝正	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授
市川 陽一	龍谷大学理工学部教授
魚島 純一	奈良大学文学部文化財学科教授
梅宮 典子	大阪市立大学大学院工学研究科教授
大島 昭彦	大阪市立大学大学院工学研究科教授
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部建築学科教授
岡崎 純子	大阪教育大学教育学部准教授
片野 泉	奈良女子大学理学部化学生命環境学科准教授
小谷 真理	同志社大学政策学部准教授
近藤 明	大阪大学大学院工学研究科教授
杉山 久佳	大阪市立大学大学院工学研究科准教授
津野 洋	大阪産業大学人間環境学部特任教授
福山 丈二	武庫川女子大学ほか非常勤講師
藤田 香	近畿大学総合社会学部教授
松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科助教
渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授

(50音順 敬称略 : 会長 : 会長職務代理)

(平成28年9月29日現在 16名)

大阪市環境影響評価専門委員会部会構成（敬称略）

部 会 名	専 門 委 員	関 係 担 当 課 長
総 括	津野 洋 近藤 明 小谷 真理 藤田 香	政策企画室企画部政策調査担当課長 都市計画局計画部都市計画課長 環境局総務部企画課長 " 環境施策部環境施策課長 " 環境管理部環境管理課長 " " 環境規制担当課長 " " 土壤水質担当課長 港湾局計画整備部計画課長
大 気 大気質 気 象（風害を含む） 地球環境	秋山 孝正 市川 陽一 近藤 明	都市計画局建築指導部建築確認課長 環境科学研究所都市環境担当課長 環境局環境施策部環境施策課長 " 環境管理部環境管理課長 " " 環境規制担当課長
水質廃棄物 水質・底質 水 象 地下水 土 壤 廃棄物・残土	大島 昭彦 津野 洋 渡辺 信久	環境科学研究所都市環境担当課長 環境局環境管理部環境管理課長 " " 土壤水質担当課長 " " 産業廃棄物規制担当課長 建設局下水道河川部水質管理担当課長
騒音振動 騒 音 振 動 低周波音	秋山 孝正 松井 孝典	環境局環境管理部環境管理課長 " " 環境規制担当課長
地盤沈下 地盤沈下 地 象	大島 昭彦	環境局環境管理部土壤水質担当課長
悪 臭 悪 臭	福山 丈二	環境科学研究所都市環境担当課長 環境局環境管理部環境規制担当課長
日照阻害 日照阻害	梅宮 典子	都市計画局建築指導部建築確認課長
電波障害 電波障害	杉山 久佳	都市整備局住宅部設備担当課長 " 公共建築部設備担当課長
陸生生物 動 物 植 物（緑化） 生態系	岡崎 純子	環境科学研究所都市環境担当課長 建設局公園緑化部調整課長
水生生物 動 物 植 物 生態系	片野 泉	環境科学研究所都市環境担当課長 環境局環境管理部環境管理課長
景 観 景 観 自然とのふれあい活動の場	岡 絵理子	都市計画局計画部都市景観担当課長 建設局公園緑化部調整課長
文化財 文化財	魚島 純一	教育委員会事務局総務部文化財保護課長
大阪市環境影響評価専門委員会事務局		環境局環境管理部環境管理課

（平成28年9月29日現在）

大阪市環境影響評価専門委員会 開催状況

平成 28 年 8 月 3 日 (水)	全体会 (諮問)
	全部会合同部会 (現地視察)
8 月 8 日 (月)	文化財部会
8 月 15 日 (月)	日照阻害・電波障害・景観合同部会
8 月 18 日 (木)	大気・騒音振動合同部会
8 月 26 日 (金)	水質廃棄物・地盤沈下合同部会
9 月 5 日 (月)	総括部会
9 月 6 日 (火)	総括部会
9 月 29 日 (木)	全体会 (答申)

